

福岡県公報

平成25年1月11日
第3461号

目次

告示(第16号-第33号)

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 6

公 告

- 指定管理者の指定 (公園街路課) …………… 6

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 6
- 落札者等の公示 (市町村支援課) …………… 7

告 示

福岡県告示第16号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業(椎田地区)	平成21年11月13日

福岡県告示第17号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営本道寺・香園地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成25年1月11日から 平成25年2月12日まで	筑紫野市役所

福岡県告示第18号

糸島郡志摩町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
山崎 忠良	糸島市志摩町久家2677番地3

福岡県告示第19号

広川土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
池尻 幹男	八女郡広川町大字藤田370番地1
末安 一義	〃 〃 〃 新代2083番地

福岡県告示第20号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 地蔵庵
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木池田字地蔵庵、字下池田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木池田字地蔵庵	881番	1号から4号まで
〃	883番2	5号及び11号
朝倉市杷木池田字下池田	937番	6号及び7号

〃	917番	8号及び10号
〃	927番1	9号
朝倉市杷木池田字地蔵庵	879番2地先里道敷	12号

福岡県告示第21号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡水巻町頃末北三丁目1912番6、1912番13から1912番56まで、1937番6から1937番9まで、1946番4から1946番13まで及び1971番7（第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市若松区南二島一丁目13番35号
二島興業株式会社
代表取締役 二宮徳太郎

福岡県告示第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成24年12月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス宗像店
(2) 所在地 福岡県宗像市石丸3丁目7番1号
3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物東側駐車場 No.1	262台	建物東側駐車場 No.1	262台
建物屋上駐車場 No.2	230台		
合計	492台	合計	262台

福岡県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 早 良 線 大野城	前	春日市小倉2丁目133番1先から 春日市小倉1丁目18番先まで	25.0 ～ 36.6	577.1
			後	春日市小倉2丁目133番1先から 春日市小倉1丁目18番1先まで	25.0 ～ 36.6	

福岡県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成25年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	福 岡 早 良 線 大野城	春日市小倉2丁目112番1先から 春日市小倉1丁目89番1先まで

福岡県告示第25号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全土佐犬友好連合会

(2) 代表者の氏名

田中 正人

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区富野隠岩1117番1の5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し闘犬についての歴史等の講演会や犬の飼い方の講習会のような文化活動を行い、犬とともにいきることの出来る明るく活力ある社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第26号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
宗像市くりえいと北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年1月7日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
宗像市須恵及び平等寺の各一部
- 4 事務所の所在地
宗像市くりえいと三丁目1番4号
- 5 設立認可の年月日
平成20年12月17日
- 6 変更認可の年月日
平成24年12月18日

福岡県告示第27号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人結の会

- (2) 代表者の氏名
島井 新一郎

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市梅満町4-1

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者およびその家族のクオリティオブライフ（QOL＝人生・生活の満足度）の向上のために、さまざまな専門家が協力して行うケアを無償ボランティアの立場で補佐・支援し、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第28号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
(変更後)
特定非営利活動法人日本護身空手協会
(変更前)
特定非営利活動法人日本ビューティー空手協会

- (2) 代表者の氏名
水永 雄貴

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町大字上府680番地1

(4) 定款に記載された目的

(変更後)

この法人は、日常生活に於ける自己及び自己の周りの安全を守るサービスが必要な人々その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、真心のこもった助け合い及び支援に関する事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(変更前)

この法人は、日常生活に於ける自己及び自己の周りの安全を守るサービスが必要な人々その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、真心のこもった助け合い及び支援に関する事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。又、不特定多数に対して、リンパマッサージやタイ古式マッサージに関する事業を行い、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動をし、健康・福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第29号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ワンストップリーガルネット

(2) 代表者の氏名

大内田 治男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市旭町51番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや女性を含む地域住民、企業、団体及び在住外国人に対し、雇用問題や子どもをめぐる諸問題など広い分野において、総合的なリーガルサポートに関する事業を行い、円滑な社会生活、地域活性化及び人権の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成24年12月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡赤村大字内田 (大内田地区)	換地計画書の写し	平成25年1月11日から 平成25年2月12日まで	赤村役場

福岡県告示第31号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ピーステクノロジー

(2) 代表者の氏名

本田 清臣

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市中央2丁目5番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、工学、農学、情報科学などの最新の知見を用いた諸活動を通じ、国内外において生活基盤の確立を助ける事業を行うことにより、生活の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第32号

大谷・天生田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松尾良正	行橋市大字天生田1164番地

福岡県告示第33号

田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
楠木清己	大任町大字大行事699番地1

2 就任理事

氏名	住所
嶋田健二	大任町大字大行事708番地1

公告

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、都市公園の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県営中央公園	北九州市小倉北区 下到津五丁目9番 22号	岡崎建工株式会社	平成25年4月1日 から平成30年3月 31日まで
福岡県営筑豊緑地	福岡市南区那の川 一丁目23番35号	九電工・カホスイミン グ・九州林産グループ (代表団体 株式会社 九電工)	平成25年4月1日 から平成30年3月 31日まで
福岡県営筑後広域公園（筑後広域公園芸術文化交流施設を除く。）	筑後市大字長浜 2090番地7	筑後広域公園振興事業 団（代表団体 株式会 社A J・コーポレーシ ョン）	平成25年4月1日 から平成30年3月 31日まで
筑後広域公園芸術文化交流施設	福岡市博多区博多 駅前三丁目2番1 号	「ちくごJ R芸術の郷」 事業団（代表団体 J R九州エージェンシ ー株式会社）	平成25年4月1日 から平成30年3月 31日まで

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
中間都市計画道路3・4・1号犬王古月線

中間都市計画道路3・4・5号塘ノ内砂山線

中間都市計画道路3・6・18号中間水巻線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成25年2月1日 午後7時から9時まで

(2) 場所

中間市中央公民館2階第1研修室 (中間市蓮花寺三丁目1番1号)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 中間都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・1号犬王古月線	起点 中間市蓮花寺二丁目 終点 中間市大字上底井野字古川 主な経過地 中間市大字中間字江川	約4,880メートル
3・4・5号塘ノ内砂山線	起点 中間市岩瀬三丁目 終点 中間市大字垣生字番城田 主な経過地 中間市岩瀬二丁目	約2,380メートル
3・6・18号中間水巻線	起点 中間市蓮花寺二丁目 終点 中間市岩瀬三丁目 主な経過地 中間市蓮花寺三丁目	約1,350メートル

(2) 閲覧

平成25年1月11日から同月25日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び中間市建設産業部都市整備課、水巻町建設課都市計画係において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成25年1月25日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称及び数量

名称 投票用紙(小選挙区)外7件

数量 4,153,000部 外

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興都市町村支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年11月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区堅粕3丁目16番36号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,793,248円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当